国土交通省
管理職ユニオンニュース

No326号
2019年9月17日

【発行】
国土交通省管理職ユニオン
【所在地】
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎２号館
TEL 03-3509-1138
【Email】
k-union@alpha.ocn.ne.jp
【ホームページ】
http://www.k-union.network/

# 八月本省折衝報告
# 国土交通省は、地方整備局職員の増員に真剣な努力を行え！

管理職ユニオンは八月一日に本省調査官折衝を行いました。
職場は、多くの欠員ポストを抱え、更には「超過勤務の上限規制」がかけられています。
仕事のやり方やらせ方に見直すべき部分はありますが、絶対的に不足する職員を増員することが喫緊の課題です。国土交通省本省が増員の立場に立つよう職場世論で追及していきましょう。

## ■超勤の数字が減った事で満足して良いのか？実態調査を行え！

冒頭、超過勤務上限規制の実施状況について本省の認識を問うたところ、「イントラで本省の実績とか、皆で情報を共有して、より具体の超過勤務縮減に向けて様々な実効ある取組を行っているところ」との回答をしています。超過勤務時間の数字の減少を持って実効ある取り組みが行われてきたとしていますが、「超過勤務の未申告は無かったのか」「業務の持ち帰りは無かったのか」迄の確認は行われていません。『実効があった』とするなら、「未申告の実態は無い」「持ち帰りの実態は無い」と言い切れる実態調査を行うべきです。

> 人事院と話す機会があって、超過勤務の上限規制の話をしても、議論がかみ合いません。
> 根本的には、国土交通省の職場が、人事院が想定していない職場環境にあるからです。本当に議論すべきは超勤命令の分類やテクニックでは無く、如何に業務量に見合った職場とするか、すなわち「増員」の議論が重要です。

## ■年間三六〇時間の上限超え。本省の責任で考え方を早急に示せ！

地整・事務所段階では、「年間三六〇時間の上限を超えて以降の超過勤務がどう整理されるのか？」大きな疑問が湧き上がっています。近畿地整では、「全てが特例業務での申請が必要」と「それまでの特例業務が一般超勤を押し出しており、一般勤務を『特例超勤』として申請できる」との二つの考え方が示されています。折衝ではこうした実態を説明するのですが、「特例業務があったとしても、四五時間以内に収めて、頑張って行きましょうということ。」と限られた僅かな職場の事例としてしか捉えようとしません。管理職ユニオンは年間三六〇時間以上の超過勤務は少なからず発生する事を指摘しました。その上で「上限を超え（一般業務）超勤を命じた管理職は違反行為」と人事院が明言しており、「曖昧な対応指針では処分者を産む！次回折衝で責任ある回答を行え」と指摘しています。

## ■職場実態の認識一致を拒む当局！「増員」は職員目線での実態把握が必要！

引き続いて職員の増員についても追及しています。増員の必要性の認識の一致として「職場で働く発注者支援での業務委託の総人数」について確認を求めています。しかし、当局は「委託された業務をどんな形で行って頂くのかは、委託を受けた民間企業の判断」「自分の会社の人数をどの期間でどのぐらいの人数を充てるかということは、色んなケースがある」とし、現実として同じ事務所の別室で働いている実態を見ようとしません。

職場は職員が減らされるなかで徐々に委託労働者が増加していったわけですが、委託をしている業務のなかには国民サービス上、職員が判断し実施すべき業務も含まれており、増員の必要性をアピールする大きな材料と考えます。こうした後ろ向きの姿勢は我々職員への裏切りであり、引き続き職員目線での認識の一致を追及していきます。

折衝では、職場に展望が持てず自治体へ転職する若手職員の増加の実態や、テックフォースが本来業務のしわ寄せ覚悟でいっていること「テックフォースの法制化」が職場では増員に繋がるとの期待があること等を指摘しています。

# 災害体制と処遇
## 一緒に考えませんか！

最近、台風は決まって週末に来る。
管理職の方も事務所に出勤し、災害対応を行う事となるが、半日や一日を超えれば「振替」対応をするのがほとんどだと思う。
原則「振替」は、事前に手続きが行われていなくてはならない。
気象予測も精度が上がったとは言え、体制に入る前に手続きするのは実態として余裕が無い。それなら「管理職特別勤務手当の支給を！」とも思うが、６時間以上働いて超勤４時間相当なら「振替」がお得かと思ってしまう。更によく考えると、こんなに忙しくて、年休も使い切れないのに「振替」で休めるだろうか？と更に迷ってしまう。
やはり、変な邪心も持たず国民生活を守るため、災害対応を行うには、制度の改善が不可欠です。改善すべき事を、声を上げて当局に伝えましょう！　管理職ユニオンは皆さんの思いを当局に伝えるお手伝いをします。（R）

# 国民の期待に応える組織体制の充実と共に管理職員の処遇改善を目指して

## シリーズ第3回　3.処遇改善のためのユニオンの提案

### ①　副所長、課長補佐の処遇改善

前号でキャリアとノンキャリの差を記述しましたが、その具体としてキャリア事務所長は９・８級と人事院の標準職務表以上の格付評価となっています。

しかし、副所長の大多数は６級格付に留まっています。課長補佐は、過去、６級に格付けされていましたが、ほぼ皆無なのが実態です。

右表の通り、事務副所長での7級は実現しており、少なくともその事務所の技術副所長を7級とすることは大いに可能です。また、課長補佐も2013年まで暫定定数6級が認められていました。

事務所全体を事務所長と同じ評価に改善し、標準職務表どおりの格付けを行わせ定数を上位級へ吹き抜けさせることによって、下位級の改善へもつながります。

各地整の事務所７級副所長の実態

| 整備局名 | ７級在級者数 | 在籍事務所名 | 事務技術 | 特記事項 |
|---|---|---|---|---|
| 東北 | 2 | 岩手河川国道 | 事務 | 整備局№２の事務所・局課長からの異動 |
| | | 仙台河川国道 | 事務 | 整備局№１の事務所・局課長からの異動 |
| 北陸 | 1 | 富山河川国道 | 事務 | 整備局最大の事務所・局課長からの異動 |
| 関東 | 7 | 東京国道 | 事務 | 本局契約課長から異動(H30.4.1) |
| | | 横浜国道 | 事務 | 本局建設産業第二課長から異動(H30.4.1) |
| | | 大宮国道 | 事務 | 本局路政課長→東京国道副所長→現職(H30.4.1) |
| | | 千葉国道 | 事務 | 本局総務課長から異動(H30.4.1) |
| | | 利根川上流河川 | 事務 | 本局用地補償管理官から異動(H30.4.1) |
| | | 京浜河川 | 事務 | 本局厚生課長から異動(H30.4.1) |
| | | 江戸川河川 | 事務 | 本局水政課長から異動(H30.4.1) |
| 中部 | 2 | 木曽川河川 | 事務 | 他事務所の副所長から |
| | | 名四国道 | 事務 | 他事務所の副所長から |
| 近畿 | 1 | 淀川河川 | 事務 | 局調査官(渉外)から |
| 中国 | 1 | 山口河川国道 | 事務 | １県１事務所の道路・河川混合事務所 |
| 四国 | 1 | 徳島河川国道 | 事務 | 四国最大の事務所・局課長から異動 |
| 九州 | 2 | 熊本河川国道 | 事務 | |
| | | 筑後川河川 | 事務 | |
| 合計 | 17 | | | |

行(一)級別標準職務表(抜粋)

| | ４級 | ５級 | ６級 | ７級 | ８級 | ９級 | １０級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本府省庁 | 係　長(困) | 課長補佐 | 課長補佐(困) | 室　長 | 室　長(困) | 課　長(重) | 課　長(特重) |
| 管区機関 | 課長補佐 係長(困) | 課長補佐(困) | 課　長 | 課　長(特困) | 部　長(重) | 機関の長 部長(特重) | 機関の長(特重) |
| 府県単位機関 | 係　長(特困) | 課　長 | 課　長(困) | 機関の長 | 機関の長(困) | | |
| 地方出先機関 | 課　長 | 機関の長 課長(困) | 機関の長(困) | | | | |

| 役職名 | 「組織規則」の記載内容 |
|---|---|
| 総括地域防災調整官 | 河川国道事務所等の所掌事務に関する防災に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどり、及び地域防災調整官のつかさどる事務を統括する。 |
| 地域防災調整官 | 河川国道事務所等の所掌事務に関する防災に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。 |
| 総括保全対策官 | 河川国道事務所等の所掌事務に関する公共土木施設(公園を除く)の保全及び利用に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどり、及び保全対策官のつかさどる事務を統括する。 |
| 保全対策官 | 河川国道事務所等の所掌事務に関する公共土木施設(公園を除く)の保全及び利用に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。 |

### ②　スタッフポスト　設置目的に沿った職責を明確にする

国民のニーズに合わせて毎年、組織改編が行われ、いろんな職名のスタッフポストが新設され、ラインポストと人員が大幅に減っています。

職場は国民ニーズの多様化もあり、職名どおりの業務内容は困難な側面はありますが、職名と異なる業務内容は人事院に対する評価替えの説明に支障を来します。

職場の知恵を集め、時代の要請である職名にあった業務分担を大胆に整理すれば、職責による格付評価も向上していきます。

一つの具体策としては、総括地域防災調整官は、府県単位での設置を目指し、地域防災調整官をラインに、自治体との連携（タイムライン作成や防災教育）を平常時から行い、発災時にはリエゾン等の初期対応を行う。

また、総括保全対策官は、保全対策官をラインに、自治体と連携し老朽化対策の支援を行う等、職名と国民ニーズに合った業務分担に整理すべきです。

### ③ 複数事務所担当業務に正当な評価を

品質確保課は複数事務所の技術評価を担当しています。契約事務の集中化も複数の地整で行われています。入札参加企業を同じ視線で評価することは公平性を保ち、また、審査を効率的に行うために有効な組織形態になっています。電通等専門職種も当たり前のように複数事務所を担当しています。

人事院はユニオンとの交渉のなかで「複数の事務所の業務を一括して執行していれば、評価替えの対象になる」と回答しています。日進月歩の技術の評価、公平公正はより深く求められ、広域的な連絡調整を求められる職務を正当に評価してもらえれば職務評価は向上することになります。

国土交通省　指定職号俸(建設関係)　　(H31.3.28人事院の級別定数等に関する内閣総理大臣への意見より)

| ８号俸 | ７号俸 | ６号俸 | ５号俸 | ４号俸 | ３号俸 | ２号俸 | １号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務次官 | 技監<br>国交審議官 | | 官房長<br>本省課長 | 本省局長<br>政策統括官<br>国土地理院長 | 本省審議官<br>国交大校長<br>国総研所長<br>地方整備局長 | 本省局次長<br>本省部長<br>本省審議官等<br>国交大副校長<br>国総研副所長<br>地方整備局長<br>地方整備局副局長 | 国土地理院参事官 |

### ④地方測量部を「管区機関」評価に！

国土地理院は、国土の地形を把握し地図を作り様々なインフラ整備に必要不可欠な根幹的役割を果たしてきました。

昨今では、ＩＣＴ技術が推進され、地理院の基幹データは重要性を増しています。

しかし、地理院の処遇は院長等幹部を除けば、本院で「管区」、地方測量部は「府県単位」にも及ばないレベルです。

地方測量部は災害対策基本法により、災害発生時には「指定地方行政機関」として、市町村や消防、自衛隊に空中写真測量等で得られた情報を提供する役割を担います。こうした広域的で重要な役割を正当に評価させていきます。

国土地理院級別定数分布　　２０１８年度

| | | 定数 | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 671 | | | | | | | | | | | |
| 本院 | 指定職俸給 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | 院長 | 1 | | | | | | | | | | | |
| | 参事官 | 1 | | | | | | | | | | | |
| | 行政職俸給 | 648 | | － | 4 | 6 | 19 | 54 | 94 | 219 | 187 | 64 | 1 |
| | 部長 | 7 | | | 4 | 3 | | | | | | | |
| | 課長 | 40 | | | | | 11 | 29 | | | | | |
| | 課長補佐 | 68 | | | | | | | 35 | 33 | | | |
| | 係長 | 168 | | | | | | | | 74 | 94 | | |
| | 主任 | 59 | | | | | | | | | 8 | 51 | |
| 地方測量部 | 地方測量部 | 10 | | | | 1 | 6 | 3 | | | | | |
| | 地方測量部 | 7 | | | | | | 7 | | | | | |
| | 同課長 | 19 | | | | | | 2 | 17 | | | | |
| | 同係長 | 41 | | | | | | | | 6 | 35 | | |
| | 専門職 | 215 | | | | 2 | 2 | 13 | 42 | 106 | 50 | | |
| | 一般職員 | 14 | | | | | | | | | | 13 | 1 |
| 研究職 | 研究職俸給表 | 18 | | | | | | － | 5 | 6 | 4 | 3 | － |
| | 部長等研究 | 15 | | | | | | | 5 | 6 | 4 | | |
| | 研究員 | 3 | | | | | | | | | | 3 | |
| | 専門スタッフ職俸給表 | | | | | | | | | | | | |
| | 専門職 | 3 | | | | | | | | － | 2 | 1 | － |

備考：指定職俸給表の適用を受ける「参事官」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の１０級に設定されるものとする。

※国土交通省には11級定数は無い